

新宿区教育委員会会議録

平成27年第5回定例会

平成27年5月1日

新宿区教育委員会

平成27年第5回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成27年5月1日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 3時05分

場 所 新宿区役所6階第3委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	羽 原 清 雅	委員長職務代理者	松 尾 厚
委 員	今 野 雅 裕	委 員	菊 池 俊 之
委 員	古 笛 恵 子	教 育 長	酒 井 敏 男

説明のため出席した者の職氏名

次 長	中 澤 良 行	中央図書館長	藤 牧 功太郎
教育調整課長	木 城 正 雄	教育指導課長	横 溝 宇 人
教育支援課長	遠 山 竜 多	学校運営課長	山 本 誠 一
統括指導主事	早 川 隆 之	統括指導主事	小 林 力
統括指導主事	篠 塚 幸 次		

書記

教育調整課 管理係主査	高 橋 和 孝	教育調整課 管理係	薬 袋 和 明
----------------	---------	--------------	---------

## 議事日程

### 議案

- 日程第 1 第 27 号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 第 28 号議案 新宿区社会教育委員の辞職の承認及び委嘱について
- 日程第 3 第 29 号議案 公文書部分公開決定に対する異議申立てに対する決定について

### 報告

- 1 平成 28 年度使用新宿区立中学校教科用図書採択審議委員会委員・調査委員会委員長について
- 2 新宿区立図書館基本方針の改定及びサービス計画について
- 3 その他

---

◎ 開 会

○羽原委員長 ただいまから、平成27年新宿区教育委員会第5回定例会を開会いたします。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、松尾委員にお願いいたします。

○松尾委員 承知いたしました。

○羽原委員長 本日の進行につきましては、次第に沿って順次進行するものとします。

---

◎ 第27号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、  
学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一  
部改正について

◎ 第28号議案 新宿区社会教育委員の辞職の承認及び委嘱について

◎ 第29号議案 公文書部分公開決定に対する異議申立てに対する決定について

○羽原委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第27号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、  
学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について」、「日程第2  
第28号議案 新宿区社会教育委員の辞職の承認及び委嘱について」、「日程第3 第29号議  
案 公文書部分公開決定に対する異議申立てに対する決定について」を議題といたします。

○教育長 「第29号議案 公文書部分公開決定に対する異議申立てに対する決定について」は、  
審議の過程において申立人個人の特定につながるおそれがあるため、非公開による審議をお  
願いいたします。

また、予定されている報告第1の平成28年度使用新宿区立中学校教科用図書採択審議委員  
会委員・調査委員会委員長については、教科用図書を調査、審議する審議委員会などの委員  
に関する案件で、委員が外部からの干渉や圧力を受け、率直な意見交換や意思決定の中立性  
が損なわれるおそれがあるので、非公開による報告をお願いいたします。

○羽原委員長 ただいま、教育長から非公開による会議の発議がございました。

第29号議案を非公開により審議すること、報告1を非公開による報告を受けることに御異  
議ございませんか。

[異議なしの発言]

○羽原委員長 御異議ございませんでしたので、第29号議案を非公開により審議し、報告1を非公開による報告を受け、質疑を行います。

それでは、第27号議案及び第28号議案の説明を教育調整課長からお願いします。

○教育調整課長 それでは、第27号議案及び第28号議案について御説明いたします。

初めに、「第27号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について」でございます。議案概要をごらんください。

公務災害の補償基礎額を改定するほか、規定を整備するものでございます。

東京都が条例改正し、補償基礎額の改定などを行ったため、新宿区も東京都に合わせて改定するものでございます。

制度の内容について補足をいたしますと、こちらは学校医等の公務上の負傷、疾病、死亡などの災害について、本人または遺族に対し補償を行う制度でございます。

補償基礎額は、補償額の算定の基礎となるものでございます。例えば傷病や障害補償年金などについては、程度により級ごとに区分をされており、第1級では補償基礎額の313倍、第2級では277倍の倍率をかけて1年のうちに支給される金額を算定いたします。

改正内容です。議案概要の1の表に記載のあるとおり、現行から改定後に変更するものでございます。横の欄に学校医及び学校歯科医と学校薬剤師の区分、それから縦の欄に経験年数による区分となっております。金額については、経験年数25年以上の学校薬剤師が190円の減額となっているものを除きまして、現行と改定後との差額は全て増額となっております。増額の幅は、7円から915円の幅となっております。

補償基礎額の算定は東京都の職員の給料月額を基礎としています。今回、増額改定となっておりまして、給与改定に基づき東京都の学校医に係る補償基礎額が変更となっているものでございます。

また、薬学教育の見直しがございます。薬学部の修業年限は、現行、大学4年、大学院修士が2年、博士が3年ですが、これが医学部や歯学部と同様の年数になり、大学6年、大学院4年となったことから、経験年数の加算に関する規定については、修士課程修了者、現行2年を廃止し、また、博士課程の加算年数5年を、学校医及び学校歯科医の博士課程と同様の4年に改定するものでございます。

施行期日は7月1日でございます。

経過措置として、補償基礎額が減額となっているケースについては、7月1日以前までに

発生した災害に対しては改正前の額を適用いたします。また、増額となるケースにつきましては、東京都との支給の整合性を図るため、5月1日を適用日と附則で定め、5月1日以降、増額になった補償基礎額を適用するものとしています。

第27号議案の提案理由でございます。

補償基礎額を改定するほか、規定を整備する必要があることから、条例の改正を申し出るためでございます。

条例の新旧対照表をごらんください。下線部のところ、先ほど議案概要でご説明した改正内容となっております。

次に、第28号議案 新宿区社会教育委員の辞職の承認及び委嘱について御説明いたします。

第28号議案をごらんください。本件については新宿区社会教育委員について、本日、5月1日付で八田瑞穂、津久戸小学校長及び榎本智司、新宿中学校長の社会教育委員の職の辞職を承認し、5月2日付で新たに持田裕代、四谷小学校長及び長田和義、牛込第二中学校長に社会教育委員の職の委嘱を行うものでございます。

任期は、前任者の残りの期間となりますので、平成27年12月5日となります。

なお、変更後の社会教育委員の一覧を添付してございますので、こちらもごらんいただければと思います。

それでは、第28号議案の提案理由でございます。

新宿区社会教育委員の辞職の承認及び委嘱をする必要があるためでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○羽原委員長 説明が終わりました。

第27号議案について、御意見、御質問がありましたらどうぞ。

○菊池委員 第27号議案の補償基礎額の算定方法について御説明いただきましたが、補償基礎額の算定基礎となる給料月額は、区や都の公務員の医師の給料月額に準じているということよろしいのでしょうか。

○学校運営課長 委員おっしゃられましたように、東京都の医療職給料表に基づいて算定しています。

○菊池委員 わかりました。ありがとうございます。

実は、学校医の給料ですと月額が4万円程度です。そうしますと、この計算でいくと1,200円になるので、金額が違うと思っていましたが、今の課長のご説明を聞いて、東京都の職員の月給に準じているということで納得しました。

○**今野委員** 議案そのものは毎年のことですし、仕組みとしては国の法律、政令、それに基づいて都の条例が改正され、それに基づいて区の条例も改正されるということで、適切と思います。

一点、事柄の必要から毎年ここでも諮られることになりますけれども、例えば都の条例の例によるなど、都のほうが変われば、それに応じて区の条例も自動的に変わるような規定にさせていただくことができないでしょうか。この議案は形式的な審議内容になりますし、恐らくその公務災害補償の適用の事例も余りないと思います。例えばそのような条例になれば、御報告だけ後で聞けばということになると思います。

○**教育調整課長** 確かに御指摘のとおり、そのまま東京都の条例を準用すれば、その都度改正の手続きをする必要がなくなりますが、区の文書法制担当に確認したところ、東京都の条例をそのまま準用する規定とすることは難しいという返事をいただいております。

○**羽原委員長** 僕は一言、言わせていただくと、この案件は都の条例を準用してもいいですが、行政が自己裁量で判断をして、準用だということで教育委員会に諮らないとすることは、非民主的なことの一つの布石になる可能性があるので、僕は手間暇かかってもきちんと諮って手続をとったほうがいいと思います。今野委員のご指摘は、全くそのとおりですが、やはりトータルで見たときにチェック機能がなければいけないと僕は思います。

ほかに御意見、御質問ございますか。

[発言する者なし]

○**羽原委員長** 他にご意見、ご質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第27号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○**羽原委員長** 第27号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、第28号議案について、御意見、御質問がありましたらどうぞ。

○**松尾委員** 辞職の承認及び委嘱については特に異議はございませんが、そもそも社会教育委員というものがどういった存在で、どのようなお仕事をなさるのか、少し御説明していただきたいと思います。

○**教育支援課長** 社会教育法という法律がございまして、その中に社会教育委員という職務が決められてございます。職務は、社会教育に関する諸計画を立案すること、教育委員会の諮問に応じて、これに応じて意見を述べること、また、今申し上げた職務を行うために必要な調査研究を行うこととなります。

新宿区の場合には、これまでに諮問、答申については、過去1回、行ったという状況がございます。現在のところは生涯学習部門を区長部局が所管していますので、社会教育に関連する部署といろいろ話し合いを重ねながら、今後のあり方について検討している状況です。

○羽原委員長 よろしいですか。

[発言する者なし]

○羽原委員長 それでは、ほかに御意見、御質問がありませんでしたら、討論及び質疑を終了いたします。

第28号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○羽原委員長 第28号議案は、原案のとおり決定いたしました。

それでは、第29号議案を非公開により審議し、報告1を非公開による報告を受け、質疑を行います。

申しわけありませんが、傍聴人の方、議場より御退席ください。

午後 2時34分再開

---

◆ 報告2 新宿区立図書館基本方針の改定及びサービス計画について

◆ 報告3 その他

○羽原委員長 事務局から報告をお願いいたします。

○中央図書館長 それでは、報告2の新宿区立図書館基本方針の改定及びサービス計画につきまして御報告申し上げます。

資料をごらんください。

現在、新宿区立図書館の基本方針、これは平成20年の1月に教育委員会が策定したものでございます。それ以降、平成20年、この直後に図書館法の大幅な改正、またその社会状況の変化等も踏まえまして、この方針を改定するものでございます。基本方針には、図書館の使命、あるいは目標、目標の達成状況を示す指標などを示していきたいと考えてございます。

サービス計画というのは、この基本方針に基づいて各区立図書館ごとに作成する、いわば年間の活動計画、アクションプランといったような位置づけでございます。図書館には人材、資料、施設という資源があるわけですが、いずれにしても限りがあるわけございまして、この方針達成のために、これを最も有効活用するためのプランでございます。

今後の予定ですけれども、これは前年度から図書館運営協議会で検討しておりまして、今



年度の前半に答申をいただき、年度の後半にはパブリックコメント、また第3次実行計画とも整合させて、今年度末には教育委員会として策定したいと考えてございます。

基本方針の位置づけと期間、またサービス計画の位置づけと期間でございます。

基本方針の位置づけは、新宿区基本構想のもとにある総合計画に基づいて、先ほど申し上げたように、区立図書館の果たすべき使命、目標、達成指標を明らかにする。また、新宿区教育ビジョン、第3次実行計画とも当然整合させて策定したいと考えてございます。

また、平成22年に新宿区新中央図書館等基本計画を策定してございますが、これらも継承して、本方針の中にも位置づけまして、発展させていきたいと考えてございます。

基本方針の期間は、必要な都度、見直しを行います。平成28年度を初年度として、当初は3年後に見直し時期を設けたいと考えてございます。

この理由といたしましては、新宿区の総合計画、これが平成29年度までになっていますので、平成30年度からの新たな総合計画との整合性を図りたいという意図でございます。

次に、サービス計画ですけれども、こちらは各区立図書館ごとにつくるアクションプランとなるものですが、こちらも平成28年度を初年度として3カ年の計画と考えてございます。

この理由は、現在、地域図書館は指定管理者が運営してまして、当初の指定管理期間が満了となります平成30年度、ここを一つの区切りとしたいと考えているものでございます。

次のページをごらんください。

基本方針とサービス計画につきましては、公表していきたいというふうに思っております。これは図書館法の改正後の図書館法ですけれども、第7条の4に新たに位置づけられました。運営状況等、積極的に情報提供していくという規定の趣旨にのっとるものでございます。なるべく多くの方々に読まれて、見やすく、わかりやすい構成を工夫していきたいと考えてございます。また、毎年9月に新宿区立図書館年報、業務統計等の一部を速報することと、あわせて過年度の評価、当年度の主な取り組みなどを紹介していきたいと考えています。

現在、図書館運営協議会で、この図書館運営協議会、この6月に新規の委員に改選されますが、この間、検討してきた中での骨格案をお示ししてございます。

基本方針の骨格案は、全体で8章立ての考え方であります。1番、背景。それから2番として、公立図書館をめぐる動向ということで、これは政府会議体の政策提言・報告書、また公立図書館関連の法改正、それから全国的な統計・調査、幾つか御紹介をして動向を記述していきたいと考えてございます。

3番に、新宿区立図書館の現状と課題及び取り組みの方向については、利用者から見た図

書館サービスという視点、それから図書館サービス、提供する側の現状と課題、それからそれらを総称した管理運営と、こうした3つの区分で検討してございます。

4番に、新宿区立図書館の果たすべき使命として、「区民にやさしい知の拠点」というフレーズが現在、図書館運営協議会の中で提案されております。米印が書いてございますが、この場合、区民というのは自治基本条例に定める区民ということで、住所を有する者並びに区内に働く者、学ぶ者、活動する者、及び活動する団体ということを意味してございます。

次に、図書館の目標像といたしまして、伝える図書館、集う図書館、支える図書館、こちらは新中央図書館等基本計画のコンセプトとも合致するものでございます。

目標達成に向けた取り組みとして、それぞれ伝える、集う、支えるごとに3つから5つの事項を抽出して、取り組み方法を方向づけていきたいと考えてございます。現在、例示として上がってございますのが、伝える図書館については、図書館資料のあり方、それから情報発信、未利用者へのアプローチ。それから、集う図書館については、集会・行事サービスの充実、協働・連携・ボランティア活動、それから居場所としての図書館。そして、3番目の支える図書館でございますが、こちらは課題解決支援サービス、また利用者属性（現役世代、障害、移動制約の方、年代層別）に対応したサービスの構築、それから新中央図書館等基本計画の実現という項目も、ここに持ってきていきたいと考えてございます。

あわせて、達成指標につきましては、基本的には誰もが容易に理解できて、容易に計測できるということで、区立図書館のwebページのアクセス件数、来館者数、図書館資料貸出数、レファレンス件数、こういったものを指標化し、それぞれに目標値を定めていきたいと考えてございます。

8章目は、今後の図書館の展望ということで、新宿区立図書館からの提言などを記述したいと考えてございます。

次に、これに基づく各区立図書館のサービス計画ですけれども、イメージといたしましては、それぞれの館ごとの使命となります。大きくは「区民にやさしい知の拠点」があるわけですけれども、その館を特徴づける使命、そして重点奉仕対象地域と書いてございますが、これは現在、10地域ある特別出張所の管内について、それぞれ、戸塚地域は別として、おおむね1館が立地していますので、対象地域について、データなり、数値なり、特徴を記載していきたいと思っております。

次に、サービス計画は、年度ごとに公表していきますが、現在、指定管理者においては、指定管理図書館共通して、次の3つの項目区分で事業計画を立ててございます。1つが、地

域に密着した図書館サービス。2つ目が利用の拡大と満足度の向上。3つ目、レファレンスサービスのさらなる充実。これは、以下、例示として、指定管理者の事業計画の事業項目、事業の内容を幾つかここに例示として掲げてございます。

最後に、これらの計画の評価でございますが、基本的に、図書館運営協議会で達成状況を評価し、公表し、図書館の改善に向けた取り組みを次年度に反映するようしていきたいと考えてございます。なお、当然のことながら、新宿区総合計画、実行計画の進行管理を行う外部評価委員会の評価、また教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の評価とも、あわせて行っていくものでございます。

以上で報告を終わります。

○羽原委員長 報告2について、御意見、御質問がありましたらどうぞ。

○松尾委員 幾つか御質問があります。レファレンスサービスのさらなる充実というところに、レファレンス、パスファインダー、オンラインデータベースといった片仮名語がございます。なれていればいいのですが、初めて見る方もいらっしゃるかと思いますので、御説明いただけますでしょうか。

○中央図書館長 レファレンスサービスは、参考調査で、調べもののお手伝い、支援といったものと、どこにどのような資料があるのかというものの御紹介といったサービスでございます。

それから、パスファインダーというのは、聞きなれない言葉ですけども、トピックに対する調べ方案内でございます。イメージでいいますと、A4の紙1枚ぐらいの大きさのものになります。例えば、美術館のことについて調べる場合というようなトピックに対するレファレンスを集約した形で御案内するものです。

それから、オンラインデータベースでございます。現在、新宿区立図書館では14種類のデータベースを提供しています。代表的なものは、新聞記事の記事検索でございます。例えば、何々新聞の何月何日号の記事、あるいは何々についての記事を検索するといったものでございます。今御指摘の点は、図書館運営協議会の中でも指摘されておりますので、実際に計画書にまとめるときには、よりわかりやすい用語の使い方、そこに意を尽くしていきたいと考えてございます。

○松尾委員 レファレンスサービスのさらなる充実のところ、母国語でのレファレンス、パスファインダーの整備と充実、それから情報探索講習会というのは、これは新宿区がみずから整備をして実施するものだと思います。この4つ目のオンラインデータベースというのは、

恐らくデータベースそのものは外部のものを活用して、それをいかに有効に使っていただくかという部分を新宿区で行うということであろうと思いますが、合っていますでしょうか。

○中央図書館長 ただいま松尾委員の御指摘のとおりでございます。

なお、ここに掲げてございますのは、指定管理図書館の幾つかの館で、現在行っているものを掲げさせていただいてございます。

○松尾委員 それでは、話題を変えまして、計画の位置づけ及び計画期間について、念のためにお伺いします。第四次子ども読書活動推進計画の終了年度が記入してございませんが、これは未定ということでしょうか。

○中央図書館長 今考えてございますのは、現在の第三次の計画が4カ年ということですので、平成28年度から平成32年度までの期間でございます。ただし、実行計画、また総合計画との兼ね合いがありますので、この段階では終了年度は記載していない状態でございます。

○松尾委員 最後に、もう一点。基本方針の骨格というところで、集う図書館とありまして、居場所としての図書館とございます。居場所といいますと、少し誤解を招くかなという気がします。図書館の目的に鑑みて、調べものをしたり、閲覧したり、そういった活動をする間の環境のことを意味しているかと思えますけれども、補足をお願いしたいと思います。

○中央図書館長 表記の仕方が、誤解を招く表記で申しわけございませんでした。図書館には、一時期滞在をして、いろいろ調べものをして、あるいは特に目的はなくとも、閲覧しながらいろいろと自分の関心を深めていくなど、様々な使われ方がございます。このところは集うということですので、最近注目されていますのが、集会・行事といったサービス、こういうものをコミュニティーづくりの一環として機能させていく。そういった意味で、それにふさわしい空間づくりなどを進めていきます。「区民にやさしい」という部分は、そういったところも含んだようなコンセプトで考えています。

○松尾委員 質問は以上ですが、もう一点思うところがあったので、申し上げます。この報告の「区民にやさしい知の拠点」と書かれている部分に、区民の定義が書かれています。それによりますと「区内に住所を有する者並びに区内で働く者、学ぶ者、活動する者及び活動する団体」を指す。」とございます。そうしますと、図書館で働いている職員の方々、あるいはボランティアの方もいらっしゃるかもしれませんが、そういった方々も区民となります。そうしますと、利用する方も区民ですし、そこで働いている方も区民ですから、その区民同士が知の拠点を活用していると、そんな形になるのかなと今思いました。ですから、区が区民に対してということではなく、お互い利用しやすい、そういう場になるのがいいなと感じ

ました。

○中央図書館長 大変貴重な御指摘ありがとうございます。利用する、提供するという関係だけではなくて、図書館という知識基盤をともに作り上げたり、一方で担っていったりというような、そういった双方向性を目指していくという御指摘とっております。図書館運営協議会等でも同様の議論がございまして、こういったものをどのような形で具現化していくかといったところが、これからの課題だと考えてございます。

○今野委員 新図書館の目標は、伝える、集う、支えるという、一般的な図書館の仕事の区分だと思いました。しかし、今のお話のように何か新しいメッセージを出す、あるいはweb時代のということになると目標の立て方も、一般的なものじゃなくて、新宿区の図書館らしい打ち出しができないのかなと思います。

○中央図書館長 新中央図書館等基本方針、これも委員会などを設けて検討してきましたが、ここで使われているコンセプトというのは、有識者によれば、一般的なものかもしれませんが、よく特徴をあらわしているという御評価も一方ではいただいております。新宿区らしさ、あるいは独自性、アピールポイントというものについて、これをまた一からというのはなかなか難しいんですが、どのように構築していくかということは、今後工夫していきたいと考えてございます。

○教育長 レファレンスの関連ですが、母国語でのレファレンスとありますが、例えば、ポルトガル語しか話せない人がレファレンスに来ると、ポルトガル語でレファレンスに応じてくれて、ポルトガル語で書いている本を紹介できる、そういうことですか。

○中央図書館長 ポルトガル語までは対応していませんが、これは韓国語、中国語について、日本に来て間もない方々の調べものの案内、お手伝いなどをしていく、そういったサービスでございます。

○教育長 例えばなぜポルトガル語かというのと、近年ではポルトガル語を母語とする人が非常に増えてきています。ポルトガル語とスペイン語、中国語と韓国語の順番になってきていると思いますけれども、例えば新宿でいえば中国語、タガログ語とかいう話になってきていますが、そのような中国語や韓国語、スペイン語など、外国語で書かれた本は中央図書館にどれくらいあるのでしょうか。

○中央図書館長 外国語の図書館資料の点数については、3,000点から4,000点ぐらいでございます。これは区立図書館全体での点数です。母国語でのレファレンスを例示として挙げたのは、このサービス計画につきましては図書館ごとに立てますので、例えば外国籍の方の多い地域

での図書館でのサービス計画の例示としてございます。

○教育長 そうすると、母国語によるレファレンスについてどの程度対応するのかをどう表現するのが課題になると思います。例えば4カ国語によるレファレンスサービスをやっていると明確にするなど、何か少し工夫をしていただいたほうがよろしいと思います。

○中央図書館長 利用者の方に誤解のないような形で考えたいと思います。

○羽原委員長 他にご意見、ご質問はよろしいですか。

[発言する者なし]

○羽原委員長 報告2については、これで終わりました次に報告3、その他とございますが、事務局から何かございますか。

○教育調整課長 その他に報告事項はございませんが、先ほど報告1の平成28年度中学校使用教科用図書審議委員で、調査委員につきまして保留となっておりますので、非公開による会議をお願いしたいと思います。

○羽原委員長 それでは恐縮ですが、傍聴の方は御退席ください。

午後 3時04分再開

○羽原委員長 それでは、非公開の会議を解除します。教育調整課長、ほかに何かございますか。

○教育調整課長 ほかに報告事項はございません。

○羽原委員長 以上で、報告事項を終了いたします。

---

## ◎ 閉 会

○羽原委員長 以上で、本日の教育委員会を閉会いたします。

---

午後 3時05分閉会